

## 第一章 総則

### 第一条（名称・設立）

- 1：本会は匿名クラブと称し、英文名称をAnonymous Clubと定めます。
- 2：本会の設立年月日は、平成26年1月8日です。

### 第二条（所在地）

- 1：本会の日本総局は東京都板橋区南常盤台一丁目11-6 レファ南常盤台1階に置き、これをもって団体所在地とします。
- 2：本会の日本以外における総局および国内外の支局は、附則において定めます。

### 第三条（目的）

- 1：本会は、インターネットユーザーの持つ可能性を探求し、それを最大限発揮できる環境を創出することによって、高度情報社会のさらなる進展を図ることを目的とします。
- 2：前項の目的を達するために、本会は、次の活動及び事業を営む会社、組合その他これに準ずる事業体（以下「子会社等」といいます）の株式又は持分を所有することによる、当該会社等の事業活動の支配・管理、ならびに次の活動及び事業を行います。
  - イ インターネットユーザー交流・親睦の促進に関する活動（インターネットコミュニティ事業）
  - ロ インターネット等を利用したライブストリーミングコンテンツ等の文化事業の企画・制作・提供に関する活動（ライブ配信・マイクロコミュニティ事業）
  - ハ Webメディアの運営（報道・広告事業）
  - ニ その他合法的な一切の活動及び事業

## 第二章 役員その他の機関

### 第四条（議事の実施）

本会のすべての会議は、対面のほか、電磁的記録によるテキストチャット、電話またはオンライン通話によって行うことができます。

### 第五条（合同委員会）

- 1：本会の運営方針を達成し、その業務を円滑に行うために合同委員会を置きます。
- 2：合同委員会を構成する合同委員は会長による指名によるほか、会長及び副会長、事務局における事務局長・次長、その他合同委員による推薦があった者で構成し、ブランドチームの代表も参加することができます。
- 3：合同委員会はその議事の進行のために合同委員長を置きます。合同委員長が不在または任務遂行が不能となった場合は会長または副会長もしくは事務局長がその任務を遂行します。
- 4：合同委員会は会および子会社等の重要な議決権行使に関するすべての決定を行うことができる権限を有します。また、その決定をおこなうために会議を開き、出席者の過半数の賛成により議決します。

- 5：合同委員は会に関する業務として以下の任務を遂行し、それを行う権限を有します。
  - 1：会員の指揮
  - 2：会長・副会長等の補佐
  - 3：事務局への指導
  - 4：合同委員会の会議の招集
  - 5：合同委員会への発議
- 6：合同委員のうち、会長により指名されたもの及び合同委員による推薦があったもの、ブランドチームの代表として参加したものは会議において本人を除く過半数の賛成があった場合において合同委員を辞任することができます。また会長・副会長、事務局長・次長についてはその職を辞任しないし免ぜられた場合において当然に合同委員から免ぜられます。
- 7：会の存立に関わる重大な決定であると会長または合同委員長が認める場合は常任委員会拡大会議として合同委員に加えすべてのブランドチーム代表者または副代表者、その他会長が出席すべきと認める会員を招集した会議を開きます。
- 8：前項において置く合同委員会拡大会議は当会における最高機関であり、当会におけるすべての決定に加え、第八条において定める匿名クラブグループ全体におけるあらゆる決定を行うことができる権限を有します。

#### 第六条（会長・副会長）

- 1：本会に会長を置きます
- 2：本会に副会長を置きます。
- 3：会長は本会を代表し、以下の任務を行います。なお、会長は、必要に応じて、以下の任務について副会長または事務局に委任することができます。
  - イ 会員の指導
  - ロ 財務に関する事項
  - ハ 第五条において定める合同委員会に対する任務
  - ニ 前各項の他、この運営規則及び本会の規定で会長の権限と定められている事項ならびにほかの機関の権限に属さない一切の事項
- 4：会長及び副会長は合同委員会において指名します。
- 5：会長及び副会長の任期は合同委員会が決定します。
- 6：会長及び副会長は任期の途中においても辞任することができます。

#### 第七条（事務局）

- 1：本会に事務局を置きます。
- 2：事務局に事務局長を置きます
- 3：事務局に事務次長を置きます。
- 4：事務次長は事務局長を補佐します。
- 5：事務局長は会員の中から事務局員を選定することができ、事務局の任務を分掌させることができます。

## 第八条（グループ連携）

- 1：本会は、会の目的に賛同し、会の支援を受けて活動することを希望する他の団体をグループパートナーとする契約を締結することができます。かかる契約を締結した団体と本会ならびにその子会社等の集合体を匿名クラブグループ（略称：匿名グループ）と称します。
- 2：匿名クラブグループの代表者（以下「グループ代表」といいます）は、合同委員会において推戴します。
- 3：本会は、一定の自治権の下に独自のブランドを用いて本会の事業を行うブランドチームを置くことができます。
- 4：本会は、子会社等の運営に参画することができます。株主総会には原則としてグループ代表が参加し、合同委員会の委任により議決権を行使するものとします。ただし、議案の修正等の軽微な議決権行使については、グループ代表が単独で実施することができるものとします。

## 第三章 会員

### 第九条（入会）

- 1：本会への入会を希望する者は、本会の定める入会手続きを経て本会の会員となります。
- 2：前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができません。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」といいます）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）
  - ロ 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
  - ハ 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
  - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
  - ホ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 3：入会金及び会費は無償とします。

### 第十条（地位の喪失）

- 1：会員は、退会または除名により、その地位を喪失します。また、除籍により、会員の入会時点に遡及して会員たる地位が失効します。
- 2：退会を希望する会員は、事務局に申し出て、その許可を得る必要があります。
- 3：事務局は退会の事実について合同委員会に報告します。
- 4：前項の報告の際、合同委員が要求した際はその退会処理を停止し合同委員会の会議において退会を審議しなければなりません。
- 5：退会費は無償とします。

#### 第十一条（懲罰）

- 1：処分として戒告・嚴重注意・警告・除名・除籍を行うことができます。
- 2：前項の処罰は合同委員会が処分の原因となる行為の悪質度に応じて決定することができます。

#### 第四章 その他

#### 第十二条（財務）

- 1：本会の会計年度は1月から12月とします。
- 2：会長は会計年度の終了後2ヶ月以内に年次事業報告書を作成し、合同委員会に報告しなければなりません。ただし、会計における総支出額が10万円を下回り、会計の状態が明白に赤字にならない限りにおいては、その作成を合同委員会の承認により省略することができます。

#### 第十三条（運営規則）

- 1：この運営規則は、本会及びその運営に関する基礎的な事項を定めるもので、この運営規則に反する規則を新たに制定することはできません。
- 2：前項に関わらず、合同委員会の承認または附則による規定がある場合は本運営規則の一部の条項の効力を停止させることができます。

#### 第十四条（改正）

本運営規則の改正は、合同委員会の過半数の賛成を経て、会長が施行します。

#### 第十五条（附則）

会長はこの運営規則の執行のために随時附則の改廃を行うことができます。ただし、合同委員会の過半数の反対があった場合は当該の附則の改廃を取り止めなければなりません。

#### 附則

- 1、 この改正は令和6年1月15日に施行する。ただし、合同委員長を先んじて選出するため、合同委員会に関する規定のみを可決後直ちに施行し、責任役員会終了後直ちに合同委員会を開催する。
- 2、 この改正施行時に責任役員、理事、および各国の常任委員であった者は、施行のときをもって第五条に定める合同委員となる。  
第五条4にいう「出席者」とは、招集者が定めた日時において、対面出席、テキストチャットへのリアクションもしくはオンライン会議への接続を行なった合同委員をいう。この場合において、招集者が定めた日時において会議が成立しなかった場合の議案の扱いは、従前の例による。
- 3、 第五条8において設置する合同委員会拡大会議は、令和6年12月31日までの間その任務を第12条2の規定に基づき停止し、その全ての権限を合同委員会に対し委任するものとする。

- 4、 この改正施行時の会長は上永顕理、副会長は大津政俊とし、その任期は令和7年1月1日までとする。
- 5、 第六条において置く事務局について、令和6年12月31日までの間、その任務を第十三条2の規定に基づき停止し、その全ての権限を合同委員会に対し委任するものとする。
- 6、 第八条2の規定に基づくブランドチームとして「こみゅらいぶ」ブランドチーム、「帝越グループ」ブランドチームを置き、この改正施行時に存在する他のブランドチーム・コアブランドは、令和6年3月31日をもって解散したものとみなす。
- 7、 前項において解散したものとみなした機関は、解散の日までに解散に向けた実務的な手続きを行わなければならない。なお、活動の継続を希望する機関は、その理由および任務執行体制を示した運営改善計画を策定し、解散の日までに合同委員会に申し出て、活動継続の許可を得なければならない。合同委員会は、活動継続を許可するときは、機関に与える自治権の内容を具体的に示した上で、機関の代表者に通知する。
- 8、 第6項において解散したものとみなした機関の会員は、解散の日以降、その活動国に応じて、その国の事業本部または事業部に所属したものとみなす。
- 9、 前3項の規定は、この改正案が責任役員会に付議された日以降に設立された機関に対しては適用しない。

以上